

ハンガリーにおける市場経済化と年金制度改革*

佐藤嘉寿子

はじめに

ヨーロッパにおいて早期に社会保険制度を導入したハンガリーは、その意味で先駆者的存在であった¹⁾。そして近年では、逸早く1997年に法律を制定し、1998年より新年金制度（Three Pillar Pension System：三本柱の年金制度）を導入して、移行諸国における年金制度改革の前例者になろうとしている。それ故、19世紀末にいわゆるビスマルク型社会保険を導入し、社会主義時代を経て経済移行期にもその制度を継続していたハンガリーが、いかなる性格の新年金制度を導入するかは興味深い点である。この点について新年金制度の概要を分析し、その特徴を解明することが本論の目的である。又、それは社会保険というヨーロッパの伝統を持つEUへのハンガリーの加盟交渉のプロセスにおける改革であり、このプロセスが年金改革に及ぼす影響も看過しがたい。

ハンガリーの新年金制度は三本柱から成るが、その第一の柱は従来の賦課型年金、第二の柱は強制的私的積立年金、そして第三の柱は自発的私的年金である。第一の賦課型年金は従来の年金制度を継承するものであり、相互扶助の要素が強く、社会的連帯が重視されている。これは、新年金制度では移行措置という意味合いが強く、新制度が継続される限りいずれ消滅する。その結果、新制度で中心となる第二の柱が新年金制度の性格を左右することになる。そこで本稿は、98年の新制度の導入に至る過程で行われた第二の柱をめぐる議論とその第二の柱の特徴を分析することによって、ハンガリーの年金制度改革の中で社会保険的な性格が維持されるのか否か、あるいはもし変更されるのであればいかなる変容を被る

のかについて考察するものである。すなわち、第1節では年金制度一般における社会保険的性格について簡単に要約し、第2節ではハンガリーの年金制度の歴史の変遷において、社会保険的性格がいかに維持されてきたかについて述べる。そして、第3節ではこのような社会保険的な性格の有無並びに変容という観点から、新年金制度の成立過程とそれをもたらした諸要因そして新年金制度の特徴について考察する。又その成立過程において、世銀の果たした役割についても言及する。

第1節 年金制度の社会保険的特徴

公的年金制度²⁾の資金調達には、保険料を財源とする方式と、公費(税金)を財源とする方式がある。社会保険制度は、元来、事前的に生活不安を除去することを目的とし、相互扶助組織として設計された。それは、経済能力に応じた負担及び強制加入の原則を採用し、ビスマルク型と称される³⁾。社会保険による年金制度の基本的な財源は、個人及び事業主によって拠出される社会保険料によって調達され、二種類の調達方式(積立方式と賦課方式)と二種類の確定部分の設定(確定給付型と確定拠出型)がある。積立型は、「過去に納めた保険料とその積立金の運用で年金の費用を賄う方式」(地主・堀(1998), 144頁)であり、賦課型は、「そのときの被保険者の保険料でそのときの年金の費用を賄い積立金をもたない方式」(地主・堀(1998), 144頁)である。積立方式には私的年金及び貯蓄としての要素があり、賦課方式には社会保障制度に本来備わっている所得再分配に加えて、世代間所得再分配の要素がある。積立方式は公的・私的両方の年金制度において採用可能であるが、賦課方式は強制加入の公的年金制度でのみ採用可能である。更に、賦課方式には「所得稼得期間の青年期と壮年期の所得に比例的に課税して、その税収をその期の老年世代に移転するという形の租税政策が…年金制度における「賦課方式」に対応する」(本間(1984), 262頁)という考え方がある。従って、賦課方式の社会保険料は目的税に近い性格を持っている。又、確定部分の設定について、確定給付型は「給付水準が先に決まり、それを賄うために保険料率が決められる」(地主・堀(1998), 255頁)方式であり、確定拠出型は、「まず保険料率を定め、その財源の範囲で給付水準を定める方式」(地主・

堀(1998), 255頁)である。確定給付型は、少子・高齢化や経済状況の悪化により、移動世代に過大な保険料負担がかかるという性格を持っている⁴⁾。

以上の点から、相互扶助、国家による強制加入、社会保険料の拠出、所得再分配が、社会保険の特徴として挙げられる。そして、社会保険制度が任意かつ限定的であった共済組織を端緒とすることを考慮すれば、社会的連帯性を有する相互扶助が社会保険的特徴の要素として最も重要であり、その他の特徴は、相互扶助としての社会保険制度を普遍化するに至らしめた要素であると考えられる。

第2節 ハンガリー年金制度の歴史的変遷

ハンガリー年金制度を特徴付ける社会保険には、19世紀にまで遡る長い歴史がある。本節では、その歴史を社会主義時代に間に挟んだ三つの時期に区分し、その特徴を考察する。

(1) オーストリア・ハンガリー帝国時代から社会主義政権樹立までの時代

ハンガリーの社会保険制度は、オーストリア・ハンガリー帝国時代であった1891年の疾病保険導入に端を発し、ドイツを範とするビスマルク型の特徴を有していた。その後、1907年に災害保険が導入された。年金制度は、1928年の法律第40号の制定により1929年に発効し、その対象者は疾病保険及び災害保険に加入していた工場労働者であった(田中編(1997), 584頁, Szikra(2000), p.15)。保険料は雇用者負担⁵⁾、年金受給開始年齢は65歳、その後1930年代の経済成長を経て加入者が増大し、1944年に受給開始年齢が60歳に引き下げられた。この制度は、強制加入、確定給付型、積立方式であり、管理は自治組織によって行われた(Bod(1995), pp.175-176, 田中編(1997), 584頁)。ハンガリーでは、疾病保険の導入以前、既に互助会も兼ねる寄合的な社会団体が形成されていた⁶⁾。上記の年金制度はそれが基盤になったと考えられる。対象者は限定されていたものの、相互扶助的な特徴を持つ社会保険制度が普遍化され始めたのである。

第二次世界大戦後の1946年、通貨フォリントが切下げられ、1929年以来積立てられた社会保険支払い準備金の価値が下落した。その結果、年金制度は積立型か

ら賦課型への移行を余儀なくされた。しかし、この変更により保険加入者の年金受給資格が無効になることなく、制度は社会主義政権に継承されたのである。

(2) 社会主義体制の時代

年金制度は、1951年から1958年にかけて、受給条件、引退年齢、受給金額等について段階的な制度変更が行われた⁷⁾。その後、対象者が拡大し、1975年の社会保険法によって、国民のすべての階層に対する統一された年金受給条件が付与され、1997年まで続く年金制度の原型が出来上がったのである⁸⁾。この年金制度は、雇用者と被雇用者が保険料を拠出する強制的賦課型である。又、年金受給開始年齢は、男性60歳、女性55歳であり、年金受給額が就業期間とその期間の所得に応じて決定される確定給付型である。従って、これは雇用者としての事業主体が温情主義的な国家の管理下にある(国有)という社会主義の特徴が加味されているのでビスマルク型とは言いがたいが、形式的に社会保険制度であり、その特徴は維持されていた。しかし、この制度により経済力水準と社会保障支出水準の格差が拡大し、経済の実態に比して社会保障支出の負担が大きいという状況がもたらされた。このことが、コルナイによって「時期尚早の福祉国家」と揶揄される所以であり、1990年代の一連の改革に至る根拠になったのである(Kornai (1997), (2000))。

(3) 市場経済への体制移行期

1993年、新年金制度の三本柱のうち第三の柱の基礎になる自発的共済基金に関する法律が制定された。しかし、これはあくまでも補足的なものであり、1997年までの年金制度は1975年の社会保険法に基づく強制的賦課型であった。つまり、社会的連帯性を有する社会保険的特徴が維持されていたのである。

しかし、経済移行期の特徴として、制度の管理形態におけるいくつかの制度変化がみられた。1949年に国家に組み込まれた制度が⁹⁾、1989年に社会保険基金として国家財政から分離され、社会保険支出の透明性と責任性がより明確になったのである(CCET (1995), p.20)。1992年には、社会保険基金が年金保険基金と健

康保険基金に分離され、予算外基金になった。又、1993年には、自律的な社会保険基金の運営を目的とする社会保険自治組織（ハンガリー労働組合国家連合：Magyar Szakszervezetek Országos Szövetsége：MSZOSZ）が、雇用者と被雇用者によって設立された。この一連の変化は、社会主義の特徴を持つ制度から寧ろビスマルク型年金制度への回帰を予想させた。しかし1993年には、大蔵省の管理下に、職員が公務員である独立した公的行政機関として国営私的基金監督局（State Private Funds Supervision Office：SPFS）が設立された¹⁰⁾（Parniczky（2001），pp.284-292）。このことは、年金制度に対する国家の立場が、直接的な管理から間接的な管理と規制という形態に変化したということであり、年金制度の民営化に対する布石とも考えられよう。

ところが、1995年に、財政赤字及び経常収支赤字に基づく内外不均衡の改善を目標とする経済安定化政策（いわゆる「ボクロシュ・パッケージ」）が導入された。その内容は、輸出促進と輸入制限、財政支出抑制、消費支出抑制の三点に要約される。財政赤字を縮小すべきと主張するコルナイの「時期尚早の福祉国家」論は、安定化政策導入の理論的根拠である¹¹⁾。この政策の延長上に年金制度の本質的改革が推進され、1997年に「個人年金と個人年金基金に関する法律」が制定された。そして、1998年より新年金制度が導入されたのである。この制度は、従来の年金制度にあった社会保険的特徴である社会的連帯性にメスを入れるものであった。

第3節 年金制度改革の諸要因と成立過程

年金制度改革の必要性の要因として、高い制度依存率、年金基金収支の不均衡、対外債務の存在の三点が挙げられる。世界銀行（以下、世銀）は、ハンガリーのこのような状況に対して経済移行初期から年金改革案を提示していた。しかし、この提案が即座に受け入れられたわけではない。新制度は、国内の政治的理由、大蔵省及び厚生省の考え方の相違から紆余曲折を経て、世銀の提案を受容しつつ誕生した独自の制度である。世銀は、ハンガリーの新年金制度の骨格を提示したという意味において、重要な役割を果たしたといえよう。

(1) 年金制度改革の必要性の諸要因

要因は三点挙げられる。第一は高い制度依存率である。制度依存率とは、保険料支払者に対する年金受給者の比率であり、これに対して老齢人口依存率とは、20歳から59歳までの人口に対する60歳以上の人口の比率である。1996年において、制度依存率は83.9%であり、老齢人口依存率は35.6%であった。ちなみに、89年から95年にかけて、前者は各々51.4%, 53.3%, 57.4%, 66.0%, 74.2%, 79.3%, 82.0%であり、後者は各35.0%, 35.5%, 35.8%, 36.0%, 36.1%, 36.1%, 35.9%であった。このことから、98年以降、老齢人口依存率がそれほど変化していないのに対して、制度依存率の増加が著しいことが伺える¹²⁾ (Schrooten et al. (1999), p.281)。第2節で述べた1975年の社会保険法に基づく年金制度は、労働力調整手段として利用された。社会主義時代には、早期引退として引退前に年金受給の資格が付与され、失業者は存在しないとされたのである。その後、市場経済化に伴い増大する失業者は統計上過小評価され (CCET (1995), p. 20), 労働市場の緊張状態は早期引退と障害保険の増加によって緩和された。その結果、制度依存率が急激に上昇し (Gedeon (2000/2001), p.206-208), そのことが年金財政を逼迫させたと考えられる。

第二は年金基金収支の不均衡である。ハンガリーの一般政府バランスは、1993年から96年にかけて GDP 比で各年-8.9%, -8.6%, -6.2%, -3.1%であった (EBRD (1999), p.229)。これに対して年金基金収支は同年各々 GDP 比で-0.2%, -0.6%, -0.3%, -0.4%であった (Schrooten et al. (1999), p.283)。この赤字は国家財政によって補填されるのであるが、その一般政府予算に対する比率は93年から96年にかけて各々2.2%, 7.0%, 4.8%, 12.9%である¹³⁾。このことから、一般政府バランスは95年の安定化政策以後96年にかけて改善されたが、年金基金収支は95年に赤字の GDP 比が縮小したものの96年の一般政府バランスに対する比率がかなり高いことが伺える。この点が、年金改革を必要とする要因になったと考えられる。

第三は、対外債務の存在である¹⁴⁾。対外債務の GDP 比は、1993年から95年にかけて各年63.7%, 68.7%, 70.9%であった (EBRD (1999), p.229)¹⁵⁾。この対

外債務は、財政赤字と共にその縮小が95年の安定化政策の狙いであった。その背後には、対外債務に対する国際金融市場及び外国人投資家のハンガリーへの評価の悪化と困難な債務返済、財政赤字による国内の投資及び生産の抑制と困難な社会保障制度の維持に対する危機意識があった¹⁶⁾。安定化政策は、このような深刻な経済状況を理由に、94年選挙による政権交代後、大蔵大臣ボクロシュによって導入された。そして、年金改革は、94年以前の世銀の改革要求にも拘らず急進的改革に対する国民の抵抗という政治的理由から延期されていたが、安定化政策の延長上にその一環として進行したのである。しかし、改革が順調に行われたわけではない。つまり、96年に改革推進支持の大蔵省派と不支持の厚生省派の改革案が提示されたが、二派の案の内容が異なり、対立したのである。厚生省派は、福祉分野の小委員会や基金の自治組織から成り、各々提案内容が異なるものの、社会的連帯という特徴を持つ従来の制度を貫徹させようとした。しかし、対外債務の存在による危機意識から対外関係を重視した政府は、大蔵省の改革案を優先したのである¹⁷⁾。

(2) 世銀の改革案

世銀は、1994年に年金制度の民営化を提唱する報告書『年金危機の回避 (“Averting the Old Age Crisis”)』を発表した。世銀はの中で、世界の国々の人口構造、制度の成熟度、国内状況等を踏まえて、各国に年金改革案を提示している。ハンガリーの改革案は、チリの事例と共に示されている¹⁸⁾。世銀の報告書によれば、東欧諸国は年金制度を健全な財政基盤の上に置くべきであり、そのためには年金制度の負の債務の清算と、新制度の開始が必要なのである。ハンガリーの問題点は、世界的に高い制度依存率、高い保険料による保険料抛出の回避と企業の国際市場での競争力低下である。重要点は、引退年齢引上げと早期引退者の縮小である。世銀は、年金制度改革案として以下の三点を主張し、その導入をハンガリーに要求した。①貧困の軽減を目的とする税金による公的柱、②国民の貯蓄の運用を目的とする強制的積立の柱、③更なる保護を求める人々のための補足的な自発的柱、である。この世銀の改革案は¹⁹⁾、94年選挙による政権交代後に大蔵大

臣に指名されたボクロシュを中心とする大蔵省派に支持された。そして、不支持であった厚生省派との交渉の結果、新年金制度が妥協の産物として成立したのである。

(3) 大蔵省案と厚生省案²⁰⁾

両派の年金制度案は、三つの柱から成っている。大蔵省案の第一の柱は、保険料拠出者対象の基礎年金である。賦課方式であり、ミーンズテストに基づく税金からの社会扶助によって捕捉される。第二の柱は、強制的私的積立年金である。これは、被雇用者のみによって強制的に保険料が拠出され、個人のために積立てられる年金であり、確定拠出型である。年金水準は、投資収益と就業期間の所得に基づく。積立てられた保険料は、ハイパーインフレの場合にのみ国家によって保証される。これに対し、厚生省案の第一の柱は、普遍的最低年金である。賦課方式で、財源は税金である。第二の柱は、強制的公的所得連関(income-related)年金である。確定給付型、賦課方式であり、保険料は雇用者と被雇用者が負担する。年金水準は、就業期間に基づき満額保証される。第三の柱は、両派ともに自発的私的年金である。これら二つの案と、前述した世銀案を比較すると、財源とその運用方法に相違があるが、いずれも第二の柱が中心である。しかし、この第二の柱の内容は、厚生省案と大蔵省案とのあいだでかなり異なる。世銀案に基づく民営化を志向して政府に優先された大蔵省案に対し、厚生省案は従来の年金制度を維持する内容であった。つまり、厚生省案は「ビスマルク型社会保険とベヴァリッジ型の普遍性を結合させよう」(Müller (1999), p.76) とする内容であった。

(4) 新年金制度

世銀、大蔵省及び厚生省の各案が混在する新年金制度の特徴は以下の通りである。第一の柱は、従来の公的賦課型年金であり、引退年齢の引上げ、給付水準の低下、資格基準の厳格化を伴う。この柱は世銀案を受容せず、厚生省案の第二の柱を取り入れた。その結果、従来の制度の社会保険的特徴である社会的連帯性が

受け継がれている。第二の柱は、強制的私的積立確定拠出型年金であり、保険料が拠出され、私的相互年金基金 (Private mutual pension funds) の加入者によって運営される。これは、年金制度の民営化という意図、個人重視、貯蓄的要素という特徴を併せ持ち、世銀案と共通する大蔵省案の第二の柱を取り入れている。第三の柱は、各案に共通する自発的私的年金である。この他に、ゼロの柱があり、ミーンズテストによる所得保障が税金によって行われる。これは、世銀の第一の柱に共通する。第二、第三の柱は共に私的年金として資本市場で運用され、給付水準は運用実績に依存する。要するに、第二の柱を中心にする新年金制度において、世銀の狙いである貯蓄機能と資本市場活性化機能が重視されているのである。

ここで特筆すべき点は、新制度導入に際し移行措置²¹⁾がとられたことである。その内容は次の通りである。既に従来の年金制度の受給権を獲得している労働者には、1997年8月から1999年8月31日までに賦課型年金か強制的積立型年金の何れかを選択する権利がある。後者を選択すると、2000年9月までに従来の賦課型年金制度に戻ることが可能である。それ以後は選択した制度に留まり続ける。強制的積立型年金を選択すると、保険料の4分の1が個人年金基金へ、4分の3が賦課型年金へ拠出される。年金受給時に賦課型部分の年金額が減少するが、その分私的積立部分が上乗せされる。1998年7月1日以降、労働市場への新規参入者には強制的積立型年金が適用される。(Palacios, R. et al. (1998), pp.194-196, Parniczky (2000), p.92).

しかし、民営化志向の第二の柱が中心である新年金制度に懸念すべき点は多い。まず、確定拠出型の積立型が運用リスクや物価変動のリスクを受けやすく、寿命の長い女性や低所得者が不利益を蒙り、年金の管理費用も低くない (高山 (2000), 82-83)。更に、強制的ではあるが、私的積立型であるため社会保険に特有の相互扶助的要素も、世代間所得再分配の要素もない。移行措置により従来の賦課型年金制度が維持されるが、いずれ消滅すれば民営化の特徴が際立つ。民営化志向の第二の柱は、民営の年金基金に個人の保険料が積立てられ、資本市場で運用された部分が上乗せされて退職時の年金になるというものである。積立てら

れた保険料はハイパーインフレ時に国家によって保証され、その意味では社会的連帯の要素が残っているといえようが、貯蓄機能と資本市場活性化機能が優先され、社会保険的な社会連帯という特徴が大幅に後退せざるを得なくなるのである。EU諸国においても年金改革が行われているが、これらは社会的連帯の枠組みの中での改革であると筆者は考えている。つまり、賦課方式の年金制度を基礎として維持しながらの改革である。しかし、ハンガリーの年金改革は、賦課方式から積み立て方式への移行であるといえよう²²⁾このことは、EU加盟を目指すハンガリーが、ヨーロッパにおける福祉国家の連帯的枠組みの外に向かうことを意味していると思われる。

終わりに

以上に述べた点から、ハンガリーの年金制度は、ゼロの柱は別として、やがて現在の三本柱から二本柱の制度に移行し、それに伴い社会保険的特徴として継続されてきた社会的連帯性を有する相互扶助的要素が消滅し、個人重視の民営化に向うと結論付けられる。特に新制度の第二の柱には、強制加入、保険料拠出という社会保険的特徴があるが、ハンガリーにおいて19世紀から維持された社会保険制度とは似て非なるものである。

ゲデオンは、この新年金制度に対して「世銀の改革からの乖離であり、新しいハンガリーの年金制度はヨーロッパ的特徴を維持している」(Gedeon (2000/2001), p.232)と述べているが、これは世銀案に従わず移行措置として第一の柱を残したことに對する言及としては的を射ている。しかし、これに対してミュラーは、ハンガリーは「中欧ヨーロッパの民営化の前例になることに成功した」(Müller (1999), p.89)と述べている。第一の柱が相互扶助の要素と共に消滅するのであれば、この見解は成功か否かは現段階で判断できないとしても、民営化の方向即ち社会的連帯の後退に向ったことを指摘する意味で適切であると思われる。

ハンガリーの年金制度の社会的連帯性をめぐる変化がハンガリー社会にもたらす影響及び制度の推移を見守ることは今後の課題である。さらに、ハンガリーの

EU加盟により新制度の行方がどうなるのか、揺れ戻しという可能性があるのか否かという問題も残されていることを指摘しておきたい。なお、本稿では、紙幅の都合上、新制度の内容について詳細に触れることができなかった。別項で検討することにしたい。

* 本稿執筆に際しては、本誌匿名のレフェリーより貴重なコメントを頂いた。紙幅の制約もあり頂いたコメントの全てを本誌に反映できなかったが、今後の研究課題としたい。

- 1) 1891年の疾病保険導入は、ヨーロッパ大陸において三番目という早期の導入であった (Szikra (2000), p.15)。
- 2) ハンガリーの公的年金制度には、老齢年金、障害・災害年金、配偶者年金、孤児手当・親年金があるが、本稿では主に老齢年金を対象にしている。
- 3) 社会保険は、元来任意の団体であった共済組織が国家によって普遍化されたものである。「世界で最初社会保険は、19世紀後半のドイツで、ビスマルクの手によって創設され…比較的短期間のうちに、ドイツ以外の国々へも普及していった。…年金保険は、ドイツのビスマルクによって1889年に世界で初めて全国規模で導入された。」(地主・堀 (1998), 13-14頁, 144頁)。このことがビスマルク型社会保険といわれる所以である。これに対してベヴァリッジ型社会保険はイギリスの失業問題の権威であったベヴァリッジによる1942年の報告に基づく制度である。その特徴は、社会保障が各人の自助努力を損なわないように給付水準を最低限度の生活維持が可能な水準に抑えたことである。給付も保険料も均等にされ、保険料の低さによる財源の不足は国庫によって補助される (野尻・長谷川・永安 (1984), 185頁を要約)。つまりこれは普遍的かつ一律の最低年金を保障する制度なのである。
- 4) 第1節の社会保険に関する記述は、地主・堀 (1998) に依拠しつつ、その主張を筆者なりに解釈したものである。
- 5) ちなみに、疾病保険及び災害保険は、雇用者だけでなく被雇用者も保険料を負担していたが、年金制度はこれらの対象者に付加されたものであった。
- 6) ハンガリーでは、1870年に、工場労働者に対する保障組織として「ブダペスト一般労働者疾病・障害基金」が設立されていた (田中編 (1997), 577頁)。
- 7) 制度変更については、Bod (1995), p.177に述べられている。
- 8) 社会保険法の法律内容については、Hatályos magyar jogszabályok (1992), Nr. III./21-22-23-24. を参照。1975年の社会保険法は統合的かつ包括的制度であった。社会主義政権成立以前は、社会保障制度の対象者は商工業労働者及び公務員に限定され、農業労働者はその対象者から除外されていた (田中編 (1997), 587頁)。し

- かし、第二次世界大戦後にはその対象範囲が拡大され、従来の被保険者と保険の対象から除外されていた人々が統合された。さらに、老後の安定、教育の無料化、保健サービス、育児及び妊娠手当を含むその他の社会保障給付が保障されたのである (Augusztinovics (1993), pp 307-309).
- 9) 1951年には、国家に代わって、共産党の労働組合国家委員会 (Szakszervezetek Országos Tanácsa: SZOT) に、年金制度の管理運営が委任されている。この組織の詳細については、Ministry of Finance (1982), pp.12-13を参照。
- 10) これは2000年4月よりハンガリー金融監督機関 (Hungarian Financial Supervisory Authority: HFSA) に吸収された。
- 11) 安定化政策導入時、その政策に社会保障費削減という内容が含まれていたことから、コルナイとフェルケを中心に社会保障論争が起きた。それは、制度の抜本的改革を伴う経済成長か、それとも従来の社会保障制度の存続による社会的混乱の回避か、いずれを優先し選択するかという議論であった。
- 12) 89年から96年にかけての制度依存率は、ポーランドが各年38.9%, 43.6%, 51.8%, 57.9%, 60.9%, 61.6%, 60.7%, 61.2%, チェコが各年54.4%, 55.2%, 59.2%, 61.6%, 63.0%, 62.5%, 61.0%, 60.5%であった。老齢人口依存率は、ポーランドが各年28.0%, 28.6%, 29.0%, 29.3%, 29.5%, 29.6%, 29.8%, 29.9%, チェコが各年33.5%, 33.8%, 33.8%, 33.7%, 33.4%, 33.0%, 32.5%, 32.0%であった。(Schrooten et al. (1999), P.281)。また、90年のおおよその数値に限定されるが、制度依存率と老齢人口依存率について、アメリカは各々34%, 20%, オーストリアは各々58%, 36%, スウェーデンは各々38%, 44%であった (Palacios, R., Rocha, R. (1998), p.180)。本稿における老齢人口依存率の定義は、シュルテン等に基づくものである。この定義は、文献により異なる。ゲデオンは、15歳から64歳までの人口に対する65歳以上の人口の比率と定義しているが、パラシオス等は、20歳から59歳までの人口に対する60歳以上の人口の比率と定義している。ちなみに、パラシオス等によると90年のハンガリーの制度依存率と老齢人口依存率は各々66%, 27%である。これらの依存率について、シュルテンは、89年から96年まで中央統計局のデータを用いて分析しており、パラシオスは、世銀の94年のデータと、96年のハンガリーの年金保険基金のデータを用いて分析している。いずれの文献においても、ハンガリーの制度依存率の高さについての言及が行われている。
- 13) 97年以降の一般政府バランス及び年金基金収支の推移の考察については、制度依存率と老齢人口依存率の推移も含めて、97年に年金制度改革の法律が制定され、98年より導入されたことを考慮して、96年までの数値を示すに留めた。年金改革の必要性という点からすれば、財政問題と共に、高齢化や出生率の変化を含めた長期的

視野からの具体的統計データを用いた実証的分析及び改革の成果の分析が必要であるが、上記の考察も含めて紙幅の都合上、今後の課題としたい。

- 14) 対外債務が存在していたハンガリーとポーランドは、世銀の改革案を受け入れた。これに対し、対外債務が存在していなかったチェコは、前者とは対照的に世銀の提案を受け入れず、従来の年金制度を存続させた。ミュラーは、これら三カ国の事例を挙げ、このことについて述べている (Müller (1999), pp.60-148)。
- 15) 対外債務の GDP 比はその後、96年から98年は各々 61.0%, 51.9%, 55.9% であった。
- 16) 安定化政策の必要性に関しては、ロシア東欧貿易会『調査月報』9月号、1995年、29頁—36頁を参照。
- 17) この点についてゲデオンは、「大蔵省が改革の主導権を掌握したことは、経済危機の脅威によるのであり、年金改革という目的は計画的に準備されたのではない。そういう意味で、年金改革はマクロ経済状況の安定化を目的にする短期的政策と年金制度の長期的な改革の結合を可能にした危機的状況によって作り出された形式的なものである。」と述べている (Gedeon (2000/2001), pp.221-222)。これに対してミュラーは、大蔵省が改革の主導権を握った理由を年金保険基金の恒常的赤字に求めており、世銀と対外債務にも触れてはいるが、大蔵省の主導権とは結び付けていない (Müller (1999), pp.168-169)。両者の見解の相違は、新年金制度成立の過程に対する視点の違いとして興味深い。
- 18) チリにおける1981年の年金改革は、賦課方式から積立方式へという財源調達の移行であった。移行のコストは多大であったようだが、当時の政権がピノチェト政権という独裁政権であったことが影響したといわれている。チリの年金改革については、World Bank (1994), pp.267-68及び山本 (2001) 27-31頁、34頁を参照。
- 19) 興味深い点として、堀林氏は「世銀内部に意見の分岐があり、その活動に変化の兆候が見られる」と指摘している。年金制度の「民営化を志向する世銀内部に、公的年金制度を基本にすえた改革を提起するスタッフがいたこと」を、フェルゲの論文 (Ferge (1997b)) を用いて述べている (堀林 (2001), 78頁)。
- 20) これらの案の内容は、Gedeon (2000/2001), Müller (1999), Ferge (1997b) を参考にしている。
- 21) 移行措置については、Hatályos magyar jogszabályok (1997), Nr.VIII./21-22. (法令集) における「個人年金と個人年金基金に関する法律」に規定されている。
- 22) EU 諸国の年金制度は、現在ほとんど賦課方式の公的年金に依存している。しかし、高齢化及び生産年齢人口の減少から各国共に問題を抱え、年金改革に着手しているようである。しかし、あくまでも賦課方式の維持が前提とされており、積立方式も導入されているが、強制ではなく任意である。この点において、社会的連帯と

いう枠組みの中での改革であると考えられる。しかし、ハンガリーの年金制度は、現時点では賦課方式と強制的積立方式の混合型であるが、賦課方式を縮小して積立方式に移行する改革が進行していると思われる。その点が、EU諸国の年金改革との相違点であり、社会的連帯という特徴の後退と考える所以である。このことから、ハンガリーの年金改革の方向性がEUとは異なるのではないかと筆者は考えている。EU諸国の年金改革については、エリック(2002)、岡(2002)、富永(2002)、府川(2002)、藤森(2002)を参照。

参考文献

- Augustinovic, M. (1993) "The Social Security Crisis in Hungary", I. P. Székely and D. M. G. Newbery (eds.), *Hungary: An Economy In Transition*, Cambridge University Press.
- Bod, P. (1995) "For the Pension System and Reform", *Human Resources and Social Stability During Transition in Hungary*, San Francisco: International Center for Growth.
- Bokros, L. (1998) "The Unfinished Agenda", L. Bokros and J.-J. Dethier (eds.), *Public Finance Reform during the Transition: The Experience of Hungary*, The World Bank.
- CCET—Centre for Co-operation with the Economies in Transition (1995), *Social and Labour Market Policies in Hungary*, OECD.
- Dethier, J.-J. and Shapiro, T. (1998) "Constitutional Rights and the Reform of Social Entitlements", L. Bokros and J.-J. Dethier (eds.), *Public Finance Reform during the Transition: The Experience of Hungary*, The World Bank.
- EBRD. (1999) *Transition report 1999*.
- Ferge, Z. (1994) "Szabadság és biztonság", *Esély*, No.5.
- Ferge, Z. (1996) "Freedom and Security", J. M. Kovács (ed.), *Social Cost of Economic Transformation in Central Europe*, JAI PRESS INC.
- Ferge, Z. (1997a) "Major Problems and Crisis Phenomena of the Hungarian Society and the Central European Region", *A New Dialogue between Central Europe and Japan*, HAS (Hungarian Academy of Sciences).
- Ferge, Z. (1997b) "The Actors of the Hungarian Pension Reform", mimeo.
- Ferge, Z. (1999) "The Politics of the Hungarian Pension Reform", K. Müller, A. Ryll and H. J. Wagener (eds.), *Transformation of Social Security: Pensions in Central-Eastern Europe*, Physica.

- Gedeon, P. (1995) "Hungary: Social Policy in Transition", *EEPS (East European Politics and Societies)*, Vol.9, No.3
- Gedeon, P. (2000/2001) "Pension Reform in Hungary", *Acta Oeconomica*, Vol.51.
- Hatályos Magyar jogszabályok* (1992) Nr.III./21-22-23-24.
- Hatályos Magyar jogszabályok* (1995) Nr.VI./6.
- Hatályos Magyar jogszabályok* (1997) Nr.VIII./21-22
- Kornai, J. (1994) "2. költségvetési hiány", *Népszabadság*, 30, Augsztus
- Kornai, J. (1997) *Struggle and Hope: Essays on Stabilization and Reform in a Post-socialist Economy*, Cheltenham-Massachusetts.
- Kornai, J. (2000) *Evolution of The Hungarian Economy 1848-1998, Vol.II, Paying the Bill for Goulash-Communism*, Columbia University Press.
- Ministry of Finance (1982) "The Social Insurance System", *Public Finance in Hungary* 5,
- Müller, K. (1999) *The Political Economy of Pension Reform in Central-Eastern Europe*, Edward Elgar.
- Müller, K. (2000) "A Magyar nyugdíjreform politikai gazdaságtana", *Körkép reform után Tanulmányok a nyugdíjrendzerről*, Közgazdasági Szemle Alapítvány.
- Németh, Gy. (1998) "A nyugdíre makroökonómiaja", *Esély*, No.6
- Palacios, R., Rocha, R. (1998) "The Hungarian Pension System in Transition", L. Bokros and J.-J. Dethier (eds.), *Public Finance Reform during the Transition: The Experience of Hungary*, The World Bank.
- Parniczky, T. (2000) "Case Study of The Three-Pillar Pension System in Hungary", *Private Pension System and Policy Issues*, OECD.
- Parniczky, T. (2001) "Supervision of Private Pensions and The Hungarian Case", *OECD 2000 Private Pensions Conference*, No.3, OECD
- Schrooten, M., Smeeding, T. M., and Wagner, H.-J. (1999) "Distributional and Fiscal Consequences of Social Security Reforms in Central-Eastern Europe", K. Müller, A. Ryll and H.-J. Wagener (eds.), *Transformation of Social Security: Pensions in Central-Eastern Europe*, Physica.
- Simonovits, A. (1998) "Az új Magyar nyugdíjrendszer és problémái", *Közgazdasági Szemle*, július-augusztus.
- Simonovits, A. (1998) "The New Hungarian Pension System and its Problem", K. Müller, A. Ryll and H.-J. Wagener (eds.), *Transformation of Social Security: Pensions in Central-Eastern Europe*, Physica.

- Szabó, S. C. (2000) "Nyugdírendszerünk 1929-től 1997-ig", *Körkép reform után Tanulmányok a nyugdíjrendzerről*, Közgazdasági Szemle Alapítvány.
- Szalai, J., Orosz, E. (1992) "Social Policy in Hungary", B. Deacon (ed.), *The New Eastern Europe*, SAGE.
- Szikra, D. (2000) "Modernizáció és társadalombiztosítás a 20. század elején", *Körkép reform után Tanulmányok a nyugdíjrendzerről*, Közgazdasági Szemle Alapítvány.
- Szociális Statisztikai Évkönyv 1995 (1997), Központi Statisztikai Hivatal.
- Szociális Statisztikai Évkönyv 1998 (2000), Központi Statisztikai Hivatal.
- Tóth, I. G. (1994) "A jóléti rendszer az átmenet időszakában", *Közgazdasági Szemle*. No.3.
- Tóth, I. G. (1996) "Államháztartási reform és szociálpolitika", *Társadalmi Riport*, 1996, TÁRKI
- Vállalkozási praktikák (2000) *Járadékfizetés 2000*, MÉDIA TEAM.
- World Bank (1994) *Averting the Old Age Crisis. Policies to Protect the Old and Promote Growth*, World Bank.
- エリック・ロマン (2002) 「欧州年金と労働市場の改革：長期 GDP へのインパクトと直近例」『年金と経済』Vol.21 No.1 (財) 年金総合研究センター.
- 岡伸一 (2002) 「フランスの年金改革」『年金と経済』Vol.21 No.2 (財) 年金総合研究センター.
- 高山憲之 (2000) 『年金の教室——負担を分担する時代へ——』PHP 研究所.
- 田中浩編 (1977) 『現代世界と福祉国家——国際比較研究——』御茶ノ水書房.
- 地主・堀編 (1998) 『社会保障読本』東洋経済新報社.
- 富永洋子 (2002) 「スウェーデンの公的年金改革」(2002)『年金と経済』Vol.21 No.2 (財) 年金総合研究センター.
- 野尻・長谷川・永安 (1984) 「福祉国家と総合社会政策」『転換期の経済政策』中央経済社.
- 府川哲夫 (2002) 「ドイツの年金改革」『年金と経済』Vol.21 No.2 (財) 年金総合研究センター.
- 藤森克彦 (2002) 「英国ブレア政権の年金制度改革の背景とその内容」『年金と経済』Vol.21 No.2 (財) 年金総合研究センター.
- 堀林巧 (2001) 「中欧の社会政策とその国際的文脈——ポスト共産主義社会政策再論——」『金沢大学経済学部論集』第21巻, 第1号.
- 本間正明 (1984) 『租税の経済理論』創文社.
- 山本克也 (2001) 「世界銀行の年金政策——超グローバルイズムへの課題——」『社会保

障研究』, Winter, 2001, No.137.

ロシア東欧貿易会, 『調査月報』, 9月号, 1995年.

[2002年9月10日受稿
2003年3月19日レフェリーの審査をへて掲載決定]

(一橋大学大学院博士課程)